

大和市告示第127号

大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（調整給付金）事業実施要綱を次のように定める。

令和6年7月12日

大和市長 古谷田 力

大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（調整給付金）事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響等を踏まえて本市が実施する大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（調整給付金）事業に関し、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「調整給付金」とは、この要綱の規定により支給する大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（調整給付金）をいう。

（補助の対象者）

第3条 調整給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で大和市に住所を有する者（大和市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳をいう。）に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による県民税所得割又は市民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）を本市が徴収する者を含む。）とする。ただし、第1号に掲げる納税義務者については令和5年分所得税に係る合計所得金額が18,050,000円を超える者を除き、第2号に掲げる納税義務者については令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が18,050,000円を超える者を除く。

(1) アに掲げる額がイに掲げる額を上回り、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

ア 30,000円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額

(2) アに掲げる額がイに掲げる額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 10,000円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

- 2 前項第1号イに掲げる額は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。
- 3 第1項第1号イに掲げる額及び同項第2号イに掲げる額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（調整給付金の額等）

第4条 支給対象者に対して支給する調整給付金の額は、次の各号に掲げる額の合算額（10,000円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

- (1) 前条第1項第1号アに掲げる額から同号イに掲げる額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）
- (2) 前条第1項第2号アに掲げる額から同号イに掲げる額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

2 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額並びに同項第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の基準とする日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額並びに同項第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、第1項に定める調整給付金の額に反映しないものとする。

4 調整給付金の支給は、口座振込により行うものとする。ただし、支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長がやむを得ないと認める理由により現金による支給を希望する場合は、その申出に基づき、別に定める方法により現金で支給する。

（調整給付金の受給拒否の手続等）

第5条 市長は、支給対象者のうち、大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱（令和6年大和市告示第 号）による改正前の大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱（令和5年大和市告示第131号）（以下「旧要綱」という。）に基づく給付金の振込みに利用した当該支給対象者の金融機関の口座情報を本市が保有しているものに、調整給付金を受給することができる旨の通知書及び大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（調整給付金）受取拒否の届出書を送付するものとする。この場合において、調整給付金の受給を希望しない者は、市長が別に定める日までに届出書を市長に提出

するものとする。

(申請等を要しない支給対象者への調整給付金の支給決定等)

第6条 市長は、前条後段に規定する提出期限を経過したときは、速やかに同条後段の規定による届出をしなかった者(次項において「申請等を要しない支給対象者」という。)に対し調整給付金の支給を決定し、大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(調整給付金)支給決定通知書により通知するとともに、調整給付金を支給するものとする。

2 前項の調整給付金は、当該申請等を要しない支給対象者に対して旧要綱の規定に基づく給付金の振込口座へ振り込むものとする。ただし、申請等を要しない支給対象者が別の口座への振込みを希望する場合は、市長が別に定める期限までに大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(調整給付金)支給口座登録に係る届出書を市長に提出するものとする。

(申請等を要する調整給付金に係る支給申請等)

第7条 市長は、支給対象者(第5条前段の規定による通知書の送付を受けた者を除く。)に大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(調整給付金)支給確認書(以下「確認書」という。)送付する。この場合において、給付金の支給を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、確認書に振込先金融機関の口座の通帳等の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、令和6年10月31日(ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、別に定める日)までに市長に提出しなければならない。

2 前項の手続は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年大和市条例第25号)及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年大和市規則第61号)の規定の例により、同条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

(申請等を要する調整給付金の支給決定及び通知)

第8条 市長は、確認書の提出(以下「申請等」という。)があったときは、速やかにその内容を審査して支給の適否を決定し、支給するときは大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(調整給付金)支給決定通知書により当該申請者に通知するとともに、調整給付金を支給し、支給しないときは大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(調整給付金)不支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(支給等に関する周知)

第9条 市長は、この要綱による事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請等の方法及び期限その他事業概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請等を行うことができる者から第7条に規定する提出期限までに申請等が行われなかったときは、その者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条又は第8条の規定による支給決定を行った後、手続の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、正確な振込先口座の届出又は第4条第4項ただし書の規定による現金支給の申出が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により調整給付金を支給できなかつたときは、当該支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 調整給付金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第12条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条又は第8条の規定により支給された調整給付金については、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（調整給付金）受取拒否の届出書	第5条
第2号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（調整給付金）支給決定通知書	第6条及び第8条
第3号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（調整給付金）支給口座登録に係る届出書	第6条
第4号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（調整給付金）支給確認書	第7条
第5号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（調整給付金）不支給決定通知書	第8条